

2013年9月通常会議 意見書案に対する反対討論

2013年9月24日

佐々木松一

私は、意見書案第21号 地方税財源の充実確保を求める意見書および意見書案 第27号若い世代が安心して就労できる環境等の整備を求める意見書に対する反対討論を行います。

まず意見書案第21号 地方税財源の充実確保を求める意見書についてですが、住民の福祉と健康を守るための地方税財源の確保及び地方交付税を国の政策誘導手段として用いないことを求めることについては、異議無く賛成をするものです。しかしその財源としての税は、所得やもうけに応じて相応に負担するのが原則であります。本意見書では個人住民税を「地域社会の会費」として政策的な税額控除に反対していますが、会費として一律的に課すべきものではなく、それぞれ事情に応じて負担すべきもので政策的配慮は必要であります。また法人住民税均等割についても、法人の利益額とは無関係に赤字の零細中小企業にも課税されるものとしてその税率引き上げには賛成できません。

最も重要なことはその財源として地方消費税の充実を求めていることです。消費税は生活費にかかる税金として低所得者に負担の重い税金であるばかりでなく、価格に転嫁できる大企業の負担が無いという点で、税源の偏在性が最も高いものであります。あまつさえ安倍政権は消費税の増税とともに内部留保を増やし続けている大企業減税を行なうとしています。こうしたこと自体が住民生活を圧迫し、景気を後退させることによって税収そのものが上がらないため、総体としての財源を損なうものとなります。以上の理由により、本意見書に反対いたします。

次に意見書案第27号 若い世代が安心して就労できる環境等の整備を求める意見書についてですが、現在の非正規労働者が働く人の4割近くを占め、賃金の長期にわたる低落と不況をもたらした原因は、派遣労働法がリストラによる正規労働者を非正規労働者に置き換えることを容易にしたことによるものであります。若い世代が安定した正規雇用につけず、一方正規雇用でありながら過酷な労働を強いられて、身も心もぼろぼろにされて離職に追い込まれるブラック企業の横行は、こうした働かせる側の都合が優先される労働法制にあります。「多様な働き方を可能にする」という理屈付けは、派遣労働全面容認のときに使われましたが、今同じ理屈付けで限定労働を正規社員の中に持ち込み、賃金の引き下げと解雇のしやすさに道を開こうとしています。よって、本意見書に反対いたします。

以上で討論を終わります。